

第六十二條の十五第二項	を輸入しようとする者	
第六十二條の十六第一項及び第二項	法第六十九條の十二第五項	法第六十九條の十七第六項
第六十二條の十六第二項第一号及び第四項並びに第六十二條の十七第一項及び第二項	輸入者	特許権者等
第六十二條の十六第三項	を輸入しようとする者	に係る法第六十九條の第十一項（輸入してはならない貨物に係る申立てをした特許権者等）（法第六十九條の第十四第一項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）に規定する特許権者等をいう。次条及び第六十二條の十七において同じ。）
第六十二條の十八第二項	同条第五項	法第六十九條の十七第六項

第三款 專門委員

(專門委員)

第六十二案の二十八 税関長は、法第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十一（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）又は第六十九条の十六（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定により専門委員を委嘱するときは、期間を定めて行うものとする。

第五節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等

第六十四条の二の次に次の節名を付する。

第六節 外国貨物の積戻し

第六十五条中「第六十二条」の下に「から第六十二条の十まで」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第六十二条の二第四項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは「法第三十六条第二項、第四十条第一項」と、含む。」とあるのは「含む」、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

第六十五条の次に次の節名を付する。

第七節 郵便物に係る特則

第九十二条第一項中「定率法第二十一条の四の三」を「法第六十九条の十六（輸入してはならない貨物に係る）」に改め、同項第一号イ中「並びに」を「法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立にて手続等、第六十九条の五（輸出差止申立にてにおける専門委員への意見の求め、第六十九条の十一（輸入差止申立にてにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに）」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号イ中「及び第六十七条の九」を「第六十七条の九、第六十九条の四（第四項を除く。）、第六十九条の五、第六十九条の十（第四項を除く。）」及び第六十九条の十一」に改め、同条第二項中「からハまで」を「及びロ」に改める。

別表第二中	北海道	新千歳	を	北海道	新千歳	に改める。
-------	-----	-----	---	-----	-----	-------

(関稅定率法施行令の一部改正)

第二條 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

巨次中「第二章の三 輸入禁制品（第六十一条の三―第六十一条の十四）」を削る。

第十二章の三を削る。

第六十二条中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

(輸出貿易管理令の一部改正)

第三条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四五の項中「関税法第二十一条第四項」を「関税法（昭和二十九年法律第六十号）第六十九条の九第一項」に、「同条第二項」を「同法第六十九条の八第二項」に、「同条第九号」を「同法第六十九条の九第五項」に、「同条第九項第九号」を「同法第六十九条の八第一項第九号」に、「同法第二十一条の第三十項又は第二十一条の五第十一項」を「同法第六十九条の十二第十項又は第六十九条の十七第十一項」に改める。

(関税等不服審査会令の一部改正)

第四条 関税等不服審査会令（平成十二年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「関稅分科會」を「関稅・知財財産分科會」に改め、同條第二項中「関稅」として「税及び特別とん税を含む。以下この項において同じ。」の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分の例により関稅を徴収する場合における滞納処分をいう。」を「関稅法（昭和二十九法律第六十一号）第九十一条第一号（とん稅法（昭和三十二年法律第三十七号）第十一条（特別とん稅法（昭和三十二年法律第三十八号）第六条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第三号に掲げる処分」に改める。

(弁理士法施行令の一部改正)

第五条 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める

（認定手続に関する税関長に文する手続）
第一条 弁理士去（以下「去」という。）第

第一項に規定する特許権者等が行うものに限る。とする。

一 関税法第六十九条の九第二項に規定する認定手続に係る税関長の通知の受領

二 関税法第六十九条の第十四第一項の規定による意見を聴くことの求め

三 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十二条の十一第一項の規定による証拠の

提出及び意見の陳述

四 関税法施行令第六十二條の十一第二項の規定による意見の陳述

五 関税法施行令第六十二條の二十三第三項の規定による意見の陳述

附 具

第一条 この政令は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令別表第二の

改正規定は同月八日から、第四条の規定は同年七月一日から施行する。

(保険業法施行令の一部改正)

第二条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）」を「関税法施行令

〔昭和二十九年政令第五百十号〕に、「関稅定率法施行令第六十

第六十二条の七第一項及び第六十二条の十六第一項に改める。

内閣総理大臣	小泉純一郎
財務大臣	谷垣 貞一

聖齊奎業大臣臨寺代里

國務大臣 与謝野 馨

目次